**○内閣府厚生労働省令第五号**

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項第一号中「第百十四条第一項第六号」を「第百十四条第一項第七号」に改める。

第百十四条第一項第五号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同号ハ中「元本補てん契約」を「元本補**填**契約」に改め、同項第六号中「次条第四号」を「次条第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるもの（労働金庫連合会に限る。）

第百十五条第三号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として金庫若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるもの（労働金庫連合会及びその子会社等に限る。）

第百十七条に次の一項を加える。

2　労働金庫は、事業年度ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該労働金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

**○内閣府農林水産省令第五号**

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十一条の二第一項並びに第五十八条の三第一項及び第二項の規定（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百二十六条の四の規定並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

**第一条**　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「平成二十年農林水産省令第十号」の下に「。以下「規則」という。」を加える。

第四十条第二項中「水産業協同組合法施行規則」を「規則」に改める。

第四十二条第二項第一号中「水産業協同組合法施行規則」を「規則」に、「第四十八条」を「第四十八条第一項第一号ヘ」に改め、同項第二号中「正当な理由による」を削る。

第四十八条第一項第一号ハ(2)(i)中「水産業協同組合法施行規則」を「規則」に改め、同号ハ(3)の表信託業務に関する指標（信託業務を行う場合に限る。）の項第三号中「元本補てん契約」を「元本補**填**契約」に改め、同条第一項第一号ホ(2)(i)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に、「以下この号」を「(ii)」に、「以下同じ」を「(3)及び第三項第一号ハ(2)(i)において同じ」に改め、同号ホ(2)(ii)中「以下」を「(3)及び第三項第一号ハ(2)(ii)において」に改め、同号ホ(2)(iii)中「以下」を「(3)及び第三項第一号ハ(2)(iii)において」に改め、同号ホ(2)(iv)中「以下」を「(3)及び第三項第一号ハ(2)(iv)において」に改め、同号ホ(3)中「元本補てん契約」を「元本補**填**契約」に、「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同項第二号ハ(3)の表共済契約に関する指標の項第六号中「水産業協同組合法施行規則」を「規則」に改め、同表経理に関する指標の項第三号及び第五号中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同表財産運用に関する指標の項第一号中「のうち、」を「に属する」に、「有価証券及び」に、「等。以下」を「をいう。」に改め、同条第一項第二号ヘ(2)中「第十五条の三各号」の下に「（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）」を、「細目」の下に「として次の表に掲げる額」を加え、同号ヘ(2)に次の表を加える。

| 項目 | 記載する事項 |
|---|---|
| 法第十五条の三第一号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。下欄において同じ。）に係る細目 | 一　規則第十四条第一項第一号に掲げる額<br>二　規則第十四条第一項第二号に掲げる額<br>三　規則第十四条第一項第三号に掲げる額<br>四　規則第十四条第一項第四号に掲げる額<br>五　規則第十四条第一項第五号に掲げる額<br>六　規則第十四条第一項第六号に掲げる額<br>七　規則第十四条第一項第七号に掲げる額<br>八　法第十五条の三第一号に掲げる額のうち、前各号に掲げる額以外の額の合計額 |
| 法第十五条の三第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に係る細目 | 一　規則第十五条第一号に掲げる額<br>二　規則第十五条第二号に掲げる額<br>三　規則第十五条第三号に掲げる額<br>四　規則第十五条第四号に掲げる額 |

第四十八条第一項第三号並びに第三項第一号イ及びロ(2)(i)中「水産業協同組合法施行規則」を「規則」に改め、同号ハ(2)(i)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同項第二号ハ(2)中「水産業協同組合法施行規則」を「規則」に改める。

第四十九条の二中「組合又は連合会は」を「法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会は」に、「に規定する貯金者その他の信用事業」を「（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、「参考となるべき事項」の下に「（信用事業に関する事項に限る。次項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の組合又は連合会は、事業年度ごとに、法第五十八条の三第六項の利用者が当該組合又は連合会及びそれらの子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（前項に規定する事項を除き、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第五十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第二項中「一月」を「四十五日」に改める。

別表第一記載上の注意1中「水産業協同組合法施行規則」を「規則」に改める。